

平成 29 年度 第 2 回 竹島問題を考える講座

(平成 29 (2017) 年 8 月 20 日 於島根県竹島資料室 研修室)

韓国の主張を考える

日本安全保障戦略研究所研究員・島根県竹島問題研究顧問・第 4 期島根県竹島問題研究会委員

藤井 賢二

(この資料の複写や無断利用を厳禁します。)

はじめに

竹島領有を主張する日韓両政府の口上書

| | | | |
|---------------|-----------------|---------------|------------------|
| 日本政府見解(第 1 回) | 1953 年 7 月 13 日 | 韓国政府見解(第 1 回) | 1953 年 9 月 9 日 |
| 日本政府見解(第 2 回) | 1954 年 2 月 10 日 | 韓国政府見解(第 2 回) | 1954 年 9 月 25 日 |
| 日本政府見解(第 3 回) | 1956 年 9 月 20 日 | 韓国政府見解(第 3 回) | 1959 年 1 月 7 日 |
| 日本政府見解(第 4 回) | 1962 年 7 月 13 日 | 韓国政府見解(第 4 回) | 1965 年 12 月 17 日 |

→日本との論争を通して竹島問題における韓国の主張は形成される。現在の韓国の主張もその延長上にある

1. 韓国政府見解(第 1 回)の主張

[日本政府見解(第 1 回)]

近代国際法の通念によれば、凡そ一國が領土権を確立するためには、領土となす国家の意志とこれが有効的經營を伴うことが必要であるが、これを竹島について見るに、日本政府は日韓併合に先立ち、既に、明治 38 年(1905 年)2 月 22 日付島根県告示第 40 号をもって同島を島根県所属隠岐島司の所管に編入すると同時に、中井養三郎と称する一日本国民が日本国政府の正式許可を得て同島に漁舎を構え人夫を移し、海驢漁獵の經營に着手し、爾來今次戦争發生直前まで日本国民によって有効的な經營がなされてきたのである。この間諸外国から同島の日本帰属について問題とされたことはない。

[韓国政府見解(第 1 回)]

独島の場合は、上述したように、独島は韓国人によって発見され、韓国領土の一部として所有する見地からきわめて効果的で継続的な韓国当局による管理を受けてきた。

上述したように独島は法的には 1905 年に(略)いわゆる島根県の管理下にその島嶼を置く(までの-藤井補註-)期間、決して無主地ではなかった

→韓国政府の主張の根拠の無さと「開き直り(言い訳)」

①「上述したように」とは、「独島」は慶尚道方言の「石または岩」/『世宗実録』の「于山」/「三峯島」/1696 年の安龍福の警告/「本郡所属独島」とある 1906 年の鬱陵郡守沈興澤の報告書/隠岐よりも鬱陵島に近い

→1905 年以前に「効果的で継続的な韓国当局による管理」があったとは立証できず。

②1905 年の竹島の島根県編入とその 5 年後の日韓併合を結びつけ、竹島の島根県編入は不当であるという印象を強める。

1904 年 2 月の第一次日韓協約で「日本は強制的に韓国をして『日本人外交顧問たちの勸告を受けるように』」した。

→実際は「韓国政府ハ日本政府ノ推薦スル外国人一名ヲ外交顧問トシテ外部ニ傭聘シ外交ニ関スル要務ハ総テ其意見ヲ詢ヒ施行スヘシ」とあるので誤り。大韓帝国の外

交権を日本が接収したのは1905年11月の第二次日韓協約。

③日本人の記録の中に「竹島は朝鮮領」という認識があることを強調。

島根県教育会編刊『島根縣誌』（1923年6月）に、1904年に「リヤンコ島領土編入并ニ貸下願」を政府に提出した中井養三郎について、「中井はその島嶼が韓国領土の一部だと信じて」「9月25(ママ)日に農商務省に当時の韓国政府からその島嶼（竹島 - 藤井補注 - ）の譲渡を受ける許可を獲得するために出願した」。

→竹島を「朝鮮領土なりと思考し、上京して農商務省に説き同政府に貸下の請願を為さんとせり」を曲解。実際は、中井の上京と同時期に日本政府も調査し、「中井はリヤンコ島の領土編入並に貸下願を（9月29日に-藤井補註-）内務、外務、農商務三省に提出し、三省は島根県庁の意見を徴し閣議にて領土編入に決し其の名称を竹島と命ずることとなし隠岐島司の所管と定めらる」と続く。

2. 韓国政府見解(第2回)の主張

[日本政府見解(第2回)]

近代国際法上領土取得の要件として挙げられるものは、(一)国家としての領有の意思、(二)その意思の公示、(三)適当な支配権力の確立である。しかし、開国以前の日本には国際法の適用はないので、当時あっては、実際に日本で日本の領土と考え、日本の領土として取り扱い、他の国がそれを争わなければ、それで領有するには十分であったと認められる。

→竹島は古く松島の名において日本人に知られ、それが日本領土の一部と考えられ、また日本人によって航海上または漁業上利用されていた。ことに徳川三代将軍家光時代、幕府から米子の町人大谷、村川両家に対して竹島の支配が許され、鬱陵島に渡航の際には常にこの島が中継地として利用されるとともに、同島において漁獵も行われていた。

—『隠州視聴合記』、『竹島図説』、『長生竹島記』などを、地図として『竹島図』と『日本輿地路程全図』などをその文献史料として示す。

←1953年10月～54年1月、外務省は研究会開催、島根・鳥取両県の資料調査。

[韓国政府見解(第2回)]

韓国政府の強弁

①1905年以前に竹島を知見した可能性のある数少ない朝鮮人安龍福の言動の誇張

・1696年2月に日本政府は鬱陵島と「その付属島（独島）が韓国の領有だということを再認定した」。しかし a その後も日本人の「不法犯境」があったため安龍福は「1696年秋同島」に渡った。

・「安龍福はついに鬱陵と干山両島に対する韓国の主権を日本国政府に再認させたという b 赫々たる功績があったことに照らして死刑から減刑されて流配されたのに過ぎない」
→1696年の江戸幕府の鬱陵島渡海禁止で決着した外交交渉（「元禄竹島一件」）の対象となったのは鬱陵島であって現在の竹島ではない。

→a・b、どちらも根拠となる史料は示されていない。

そもそも、安龍福の言動は国家の「意志」を示すものではなく、ましてや「有効的な経営」を示すものでもない。

②鬱陵島帰属問題への波及

・日本人の鬱陵島への出漁は「侵略的出漁」であって、「日本の鬱陵島方面侵略時代（一六一四年から一六九七年まで）に記録されたもの」は証拠にならない。「日本国民の鬱陵島方面出漁を禁止したという日本側の決定が一六九七年に韓国政府に通告された」こと

を日本政府は認識せよ。

—鬱陵島は韓国領と決まったのだから、それ以前に大谷・村川両家が鬱陵島を経営していたことは「侵略」であり、無効である。

→日本政府が示した前近代の領土取得についての国際法の条件に従えば、17世紀には鬱陵島が日本領であったことを認めねばならなかったが、それを否定しようとする韓国政府の苦心の現れ。日本政府は「日本側見解(第3回)」で、1618～1692年に大谷・村川両家は鬱陵島で朝鮮人に遭遇せず経営を行うことができたように、「三百年にわたって鬱陵島は、朝鮮国政府から放棄されていた」と事実を指摘。

③「1905年」の否定

←竹島の島根県編入は侵略なので「無効」という強弁

日本政府や日本人の認識では 1905年以降も竹島が朝鮮領になっていると主張。

・田淵友彦『韓国新地理』(博文館 1905年9月)第三編處誌第五章江原道で鬱陵島を説明する文章の中に「ヤンコ島」として竹島の情報がある。同書附図「韓国全図」に現在の竹島が「竹島 リヤンコールト岩」として記載されている。(別紙資料A)

・『標準世界地図』(全国教育図書株式会社 1952年7月)の「第六図 日本周辺」では竹島の表音が「Chukdo」と韓国音になっていることを取り上げ、「この島に対する韓国の主権が承認されたことを意味する」と主張。(別紙資料B)

→竹島が韓国領であることの根拠を日本政府や日本人の認識に求めようとする韓国の倒錯した主張が、1905年の出来事を侵略としてとらえることにより、さらに深化。「日本政府見解(第3回)」では、反論する価値もないと考えたのか言及せず。

3. 韓国政府見解(第3回)の主張

[日本政府見解(第3回)]

そもそも竹島の領有の正当性を決定するための最も基本的な問題は、日韓両国のいずれかが竹島について早くから正確な知識をもち、それをその領土の一部と考え、また実際にこれを経営してきたか、ことにそのいずれの政府が竹島について国際法上必要とされる領土取得の要件を満たしているかの点を明らかにするにあると考える。

韓国側には、古くから竹島が韓国領であったなんらの証拠もないにはもちろん、近代国際法上の領土取得の要件たる国家としての領有の意志と、その意志の公示、適当な支配権力の確立等について、なんらの措置もとられていない。これに対して日本側は、早くから竹島について正確な知識をもち、それをその領土の一部として考え、また実際にこれを経営してきたが、さらに、竹島の島根県編入に関連してとられた一連の措置ならびにその後の竹島の経営によって、近代国際法上から見ても、竹島の日本領有についての要件は、完全に具備されるに至ったのである。

[韓国政府見解(第3回)]

①「日本の朝鮮侵略」の加害性の強調

日本人は三国時代から特に高麗王朝末期に至っては韓国の沿岸各地と内陸にまで深く出没入寇して韓国の人民と財産を略奪した。

倭寇が侵略した地域に関する「地理を熟知」していたことを、日本は正当化できない。

→1905年の竹島の島根県編入が侵略であるという主張の江戸時代への応用。

②日本政府や日本人の残した史料に韓国の主張の根拠を求める

『隠州視聴合紀』の「日本之乾地以此州為限矣」について、「此州」を鬱陵島としてこれを「日本の西北部の限界線」とする日本の解釈は誤り、隠岐が境界と主張。指摘が専門的に。
→『隠州視聴合紀』の記述は此州の意味如何にかかわらず、竹島・松島が朝鮮領だという認識を示すものではない。』（『竹島問題 100 問 100 答』（177 頁））

- ③「竹島について早くから正確な知識をもち、それをその領土の一部と考え、また実際にこれを経営してきた」という日本の主張の「揚げ足取り」

島根県への編入は「少なくとも 1905 年当時まで日本国が独島をその領土の一部として考えていなかったという一つの有力な反証を提示する」。なぜならば「独島が島根県に「正式に」編入されるまでそれは日本のどの県にも属していない非公式の日本領土であった」ということになるからだ。

→17 世紀の歴史的権原を日本は 1905 年の編入とその後の実効支配という近代国際法の適用によって補強し、その結果日本の竹島領有権は確立した、という説明にイチヤモンをつける。「固有の領土をなぜ編入したのか」のように、韓国が現在力を入れている部分であり、また俗耳に入りやすいため慎重な対応必要。

おわりに

- ・1950 年代の三回にわたる韓国政府見解を通して韓国の主張は形成。とくに韓国政府見解（第 1 回）の三つが基本。

①1905 年以前に「効果的で継続的な韓国当局による管理」があったとは立証できず。

②1905 年の竹島の島根県編入とその 5 年後の日韓併合を結びつけ、竹島の島根県編入は不当であるという印象を強める。

③日本人の記録の中に「竹島は朝鮮領」という認識があることを探し出そうとする。

- ・現在も、この三つは継承される。（別紙資料 C）

- ・①については具体的事実を提示していない（できない）。

- ・「独島は我々には痛い歴史の地です。過去日本が韓半島を侵奪した過程でもっとも最初に併呑された地です。」（②）

- ・「近代以前の多くの文書と地図に - 甚だしくは日本政府で発刊された文書と地図ですら - 独島が韓国の領土だと証明しています。」（③）

- ・日本の主張の再確認

竹島は歴史的にも国際法上も、日本の領土であることは何の疑いもありません。江戸時代の初期には幕府の免許を受けて竹島が利用されており、遅くとも 17 世紀半ばには我が国は領有権を確立していました。その後、1905 年の閣議決定により竹島を島根県に編入し、領有の意思を再確認しました。韓国側は我が国よりも前に竹島を実効支配していたと主張していますが、根拠とされている文献の記述はあいまいで、裏づけとなる明確な証拠はありません。戦後、サンフランシスコ平和条約の起草の過程においても韓国は日本による竹島の放棄を求めましたが、米国はこの要請を拒否しています。こうした経緯があったにも関わらず、戦後、韓国は不法な李承晩ラインを一方向的に設定し、力をもって不法占拠を開始したのです。竹島の問題は、歴史認識の文脈で論じるべき問題ではありません。戦後の韓国政府による一方向的な占拠という行為が国際社会の法と正義にかなうのかという問題であります。

（李明博大統領竹島上陸の時の野田内閣総理大臣記者会見（2012 年 8 月 24 日））

→この日本の主張が共有されるために教育の役割は大きい。